

「相良村プレミアム付商品券事業」

1 発行する商品券の概要

名称	相良村プレミアム付商品券
発行総額	21,000,000円(見込み)
発行数	4,200冊(見込み)
額面	1冊5,000円
販売価格	1冊4,000円
商品券の券種	1枚当たり500円とし、10枚で1冊とする
プレミアム	25%
利用期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日
販売期間	令和元年10月1日～令和2年2月28日
購入対象者	令和元年度住民税非課税者※課税基準日平成31年1月1日 ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護者等を除く。 ① 平成28(2016)年4月2日以降に産まれた子が属する世帯の世帯主【基準日；令和元(2019)年6月1日】 ② 令和元(2019)年6月2日～同年7月31日までに産まれた子が属する世帯の世帯主【基準日；令和元(2019)年7月31日】 ③ 令和元(2019)年8月1日～同年9月30日までに産まれた子が属する世帯の世帯主【基準日；令和元(2019)年9月30日】
購入対象者数	非課税者：745人、子育て世帯：95人(見込み)
購入限度額	非課税者：5冊(額面25,000円/人) 子育て世帯主：5冊(額面25,000円/人)×平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子の数
参加店舗	村内の小売店・飲食店等から公募

2 利用の流れ

- ①役場から対象者へ申請書を送付します。
 - ②申請書を役場に提出(令和元年11月29日まで村民ホールで受付)
 - ③役場から決定通知・引換券が届きます。
 - ④引換券を持って、商品券取扱店で商品券と交換して下さい。
(令和2年2月28日まで)
 - ⑤村内の登録店で商品を購入してください。(令和2年3月31日まで)
- ※子育て世帯には、①②の手続きは不要です。

3 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自に発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

4 その他商品券の取扱いに関する留意事項

- 参加店舗において利用期間内に限り利用可能
- 購入後の返品は不可
- 現金との引き換え、釣銭は不可